

目 次

津市条例

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

市道路線の廃止

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

議決を経た予算等の公表

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

津市公告

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

津市上下水道事業管理規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第35号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成18年津市条例第311号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 6 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 津北部第 5 処理分区第 1 負担区の項の次に次のように加える。

津北部第 7 処理分区第 1 負担区	3 8 4 円
--------------------	---------

別表第 1 新家分担区の項中「新家分担区」を「新家第 1 分担区」に改め、同
項の次に次のように加える。

新家第 2 分担区	3 3 7 円
-----------	---------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 7 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 1 8 年津市条例第 2 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

「	津市立高茶屋幼稚園 津市立安東幼稚園	津市高茶屋三丁目 1 番 1 号 津市納所町 2 3 4 番地	」 を
「	津市立高茶屋幼稚園	津市高茶屋三丁目 1 番 1 号	」 に

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 8 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号から第 1 9 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 テニスコートの部津市入江公園内テニスコートの項及び津市安濃テニスコートの項並びにゲートボール場の部津市白山大三ゲートボール場の項を削る。

別表第 2 9 中「、津市白山川口ゲートボール場及び津市白山大三ゲートボール場」を「及び津市白山川口ゲートボール場」に改める。

別表第 3 6 中「、津市入江公園内テニスコートの施設」を削り、同表古河公園内テニスコート・入江公園内テニスコートの項中「・入江公園内テニスコート」を削る。

別表第 3 7 を次のように改める。

別表第 3 7 削除

附 則

この条例中別表第 1 の改正規定（ゲートボール場の部津市白山大三ゲートボール場の項を削る部分に限る。）及び別表第 2 9 の改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第39号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

と。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第50号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第17号様式（裏）、第18号様式（裏）、第19号様式（裏）及び第21号様式（裏）中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則中附則第7項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和3年1月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第51号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中「若しくは生業」を「、生業その他社会参加活動」に改め、「限る。）の」の次に「通学、通院若しくは生業の」を加える。

別記38の項中「第334条」を「第335条」に改め、同別記50の項中「第317条の2第8項」を「第317条の2第9項」に改める。

第5号様式その3（裏）中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「割合）とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を加える。

第14号様式及び第16号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」といいます。）に年1パーセントの割合を加算した割合

(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」を、「、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」を加える。

第38号様式その1(裏)及び第38号様式その2(裏)中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「割合)とします。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」を加える。

第38号様式その3(裏)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

第42号様式中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第43号様式その1(2)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基

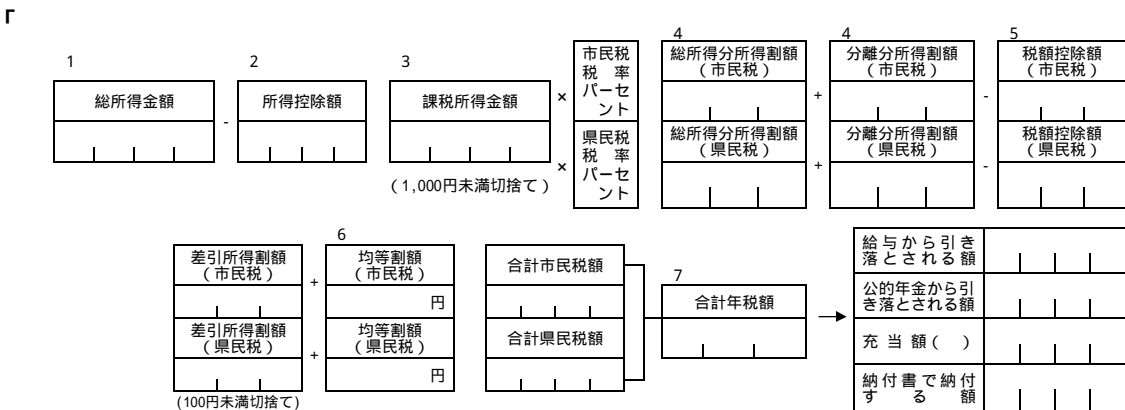
準割合」」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式(4)中「・寡夫」を「・ひとり親」に、

その他の扶養		寡婦	寡婦の特例	
勤労学生			一般	
調整措置		寡	夫	
家屋敷課税				

を

その他の扶養		寡	婦	
勤労学生		ひ	と	り
調整措置		家	屋	敷
		課	税	

に改め、同様式(6)中



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税 パーセント・県民税 パーセント)をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

を削る。

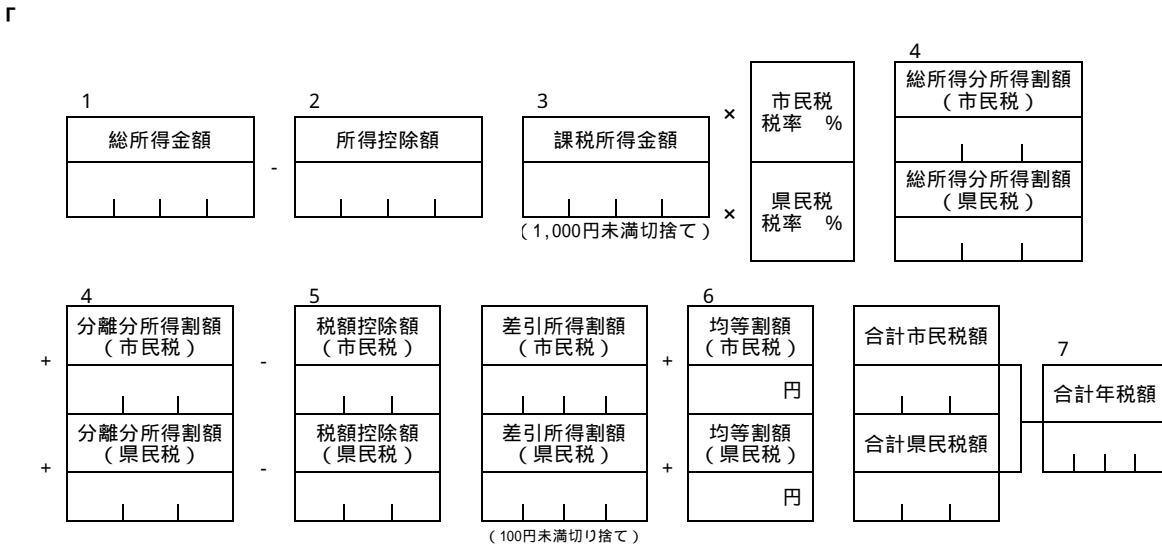
第43号様式その2(2)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式(4)中「寡婦(夫)」を「寡婦・ひとり親」に、

その他の扶養			寡婦	寡婦の特例		
勤労学生				一般		
調整措置			寡夫			
家屋敷課税						

を

その他の扶養			寡婦			
勤労学生			ひとり親			
調整措置			家屋敷課税			

に改め、同様式(7)中



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税 %・県民税 %)をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
		5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

を削る。

第43号様式その3(2)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「の特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式(4)中「寡婦(夫)」を「寡婦・ひとり親」に、

「

その他の扶養			寡婦の特例		
勤労学生			一般		
調整措置			寡夫		
家屋敷課税					

を

「

その他の扶養			寡婦		
勤労学生			ひとり親		
調整措置			家屋敷課税		

に改め、同様式(6)中

「

1 総所得金額	-	2 所得控除額	=	3 課税所得金額	×	市民税税率	=	4 総所得分所得割額 (市民税)	+	4 分離分所得割額 (市民税)	=	4 総所得分所得割額 (県民税)	+	4 分離分所得割額 (県民税)	=	7 合計年税額
				1,000円未満切捨て	×	県民税税率										
5 税額控除額 (市民税)	-	5 税額控除額 (県民税)	=	6 均等割額 (市民税)	+	6 均等割額 (県民税)	=	合計市民税額		合計県民税額	=	7 合計年税額				

1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

」

を削る。

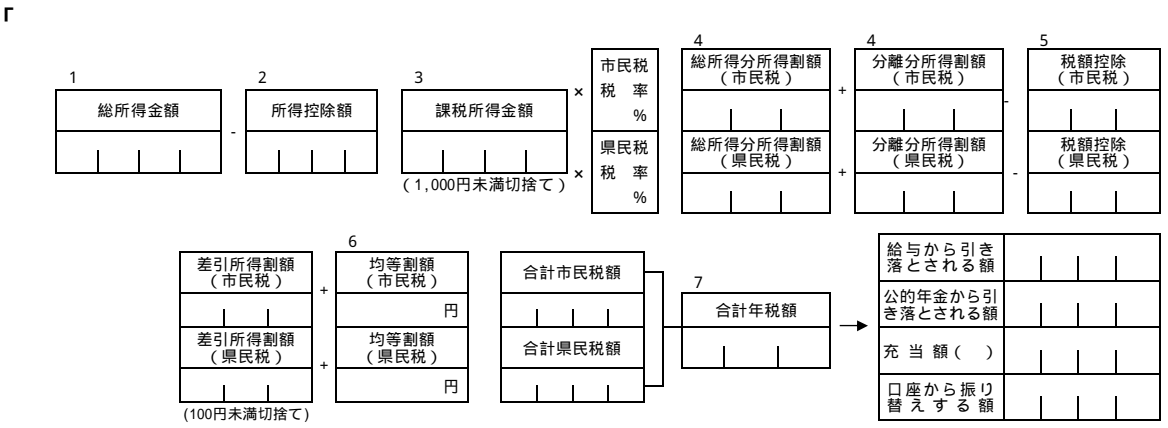
第43号様式その4(2)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「の特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式(4)中「・寡夫」を「・ひとり親」に、

その他の扶養		寡婦	寡婦の特例	
勤労学生			一般	
調整措置		寡	夫	
家屋敷課税				

を

その他の扶養		寡	婦	
勤労学生		ひとり親		
調整措置		家屋敷課税		

に改め、同様式(7)中



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税%・県民税%)をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

を削る。

第43号様式その5(2)中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」といいます。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式(4)中「寡婦(夫)」を「寡婦・ひとり親」に、

その他の扶養		寡婦	寡婦の特例	
勤労学生			一般	

調整措置			寡夫		
家屋敷課税					

を

「

その他の扶養			寡婦		
勤労学生			ひとり親		
調整措置			家屋敷課税		

に改め、同様式(8)中

「

1 総所得金額	2 所得控除額	3 課税所得金額 (1,000円未満切り捨て)	× 市民税 税率 %	4 総所得分所得割額 (市民税)	
			× 県民税 税率 %	総所得分所得割額 (県民税)	
4 分離分所得割額 (市民税)	5 税額控除額 (市民税)	差引所得割額 (市民税)	+	均等割額 (市民税)	6 合計市民税額
+				円	
4 分離分所得割額 (県民税)	5 税額控除額 (県民税)	差引所得割額 (県民税)	+	均等割額 (県民税)	合計県民税額
+				円	
					7 合計年税額

(100円未満切り捨て)

1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税 %・県民税 %)をかけます。不動産、株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

を削る。

第46号様式その1中

寡婦	寡婦特	寡夫

を

寡婦	ひとり親

に、「障・寡・

勤」を「障・寡・ひ・勤」に改める。

第 4 6 号様式その 2 中

寡 婦 一	寡 婦 特	寡 夫

を

寡 婦	ひ と り 親

に、「障・老・

寡・勤」を「障・老・寡・ひ・勤」に改める。

第 5 2 号様式中「以後」を「から令和 2 年 1 2 月 3 1 日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 1 5 条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「割合」とします。」の次に「令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とします。」を加える。

第 5 5 号様式その 1 (2)、第 5 5 号様式その 2、第 5 5 号様式その 3 (2)、第 6 4 号様式その 1 (裏) 及び第 6 4 号様式その 2 (裏) 中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」といいます。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

第 8 4 号様式中「以後」を「から令和 2 年 1 2 月 3 1 日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 1 5 条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、「割合」とします。」の次に「令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を

加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を加える。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第16条第2項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

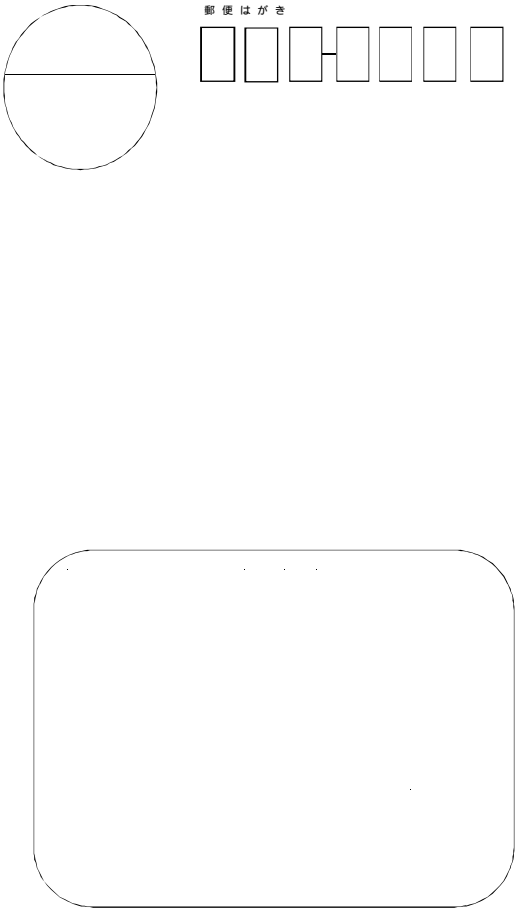
津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第52号

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年津市規則第49号）
の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 7 条関係)



郵便はがき

後期高齢者医療保険料納付書 (領収済通知書)

1 0

納付者 () 被保険者番号 ()

年度 第	期分	本状のとおり納付します。	
保険料額		円	納期限
督促手数料		円	本状発行の 日から10日 以内
延滞金		円	
合 計		円	領収日付印

④ 金融機関 24 - 201(津市)

(キ リ ト リ 線)

延滞金 納期限までに保険料が納入されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額(1 , 0 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2 , 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年 1 4 . 6 パーセント(納期限の翌日から 1 箇月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント) の割合(当該年の租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。) 年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合) とします。) を乗じて計算した金額が加算されます。

後期高齢者医療保険料領収書 24 - 201(津市)

納付者 () 被保険者番号 ()

年度 第	期分	左記の金額を領収しました。	
保険料額		円	領収日付印
督促手数料		円	本状発行の 日から10日 以内
延滞金		円	
合 計		円	

上記の金額が未納になっていますから、至急津市指定金融機関又は津市収納代理機関へ納付してください。

津市長 (氏 名) 印

督 促 状

滞納処分 督促状を発送した日から起算して 1 0 日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

不服がある場合 この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、訴えを提起することができます。

上記未納額は本状にて納付できます。

なお、すでに納められている場合は行き違いですのでご了承ください。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

津市告示第 2 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
6 0 3 5	岩ノ谷 3 3 5 号線	津市一志町波瀬	
		津市一志町波瀬	
6 0 5 0	入野 3 5 0 号線	津市一志町波瀬	
		津市一志町波瀬	
6 0 8 5	岩ノ谷 3 8 5 号線	津市一志町波瀬	
		津市一志町波瀬	
6 5 0 2	中村弘法越 5 0 2 号線	津市一志町波瀬	
		津市一志町井生	

津市告示第 2 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき、次のように道路を認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1 3 1 3	白塚団地第 3 9 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
1 3 1 4	白塚団地第 4 0 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
3 9 2 2	上浜町第 8 8 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 2 3	上浜町第 8 9 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 2 4	上浜町第 9 0 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 2 5	上浜町第 9 1 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 3 0	長岡町第 5 6 号線	津市長岡町	
		津市長岡町	
5 5 3 8	奥青谷第 9 号線	津市半田	
		津市半田	
6 4 9 5	垂水第 8 0 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 9 6	藤方第 4 2 号線	津市藤方	
		津市藤方	
7 4 7 0	高茶屋第 8 号線	津市高茶屋六丁目	

		津市高茶屋六丁目	
7 4 7 1	高茶屋第 9 号線	津市高茶屋一丁目	
		津市高茶屋一丁目	
7 4 7 2	高茶屋小森山第 5 0 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 7 3	高茶屋第 1 0 号線	津市高茶屋二丁目	
		津市高茶屋二丁目	
2 5 6 3	持川 2 5 号線	津市久居持川町	
		津市久居持川町	
2 5 6 4	野村 7 1 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
4 6 0 9	浜田 7 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
8 0 7 6	田尻 3 7 5 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
8 0 7 7	田尻 3 7 6 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	
2 5 6 5	野村 7 2 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	

津市告示第 2 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長 m
			幅員 m
1 3 1 3	白塚団地第 3 9 号線	津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 8 地先から津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 5 地先まで	69.0m
			6.0m ~ 13.2m
1 3 1 4	白塚団地第 4 0 号線	津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 3 地先から津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 3 地先まで	22.0m
			6.0m ~ 13.0m
3 9 2 2	上浜町第 8 8 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 2 1 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 7 2 地先まで	83.9m
			6.0m ~ 13.0m
3 9 2 3	上浜町第 8 9 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 8 7 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 7 3 地先まで	202.8m
			6.0m ~ 14.5m
3 9 2 4	上浜町第 9 0 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 5 9 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 4 9 地先まで	125.5m
			6.0m ~ 13.0m
3 9 2 5	上浜町第 9 1 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 5 4 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 4 1 地先まで	107.0m
			6.0m ~ 13.0m
3 9 3 0	長岡町第 5 6 号線	津市長岡町字中切 9 5 0 番 1 7 地先から津市長岡町字中切 9 5 0 番 1 5 地先まで	48.0m
			6.0m ~ 7.3m

5 5 3 8	奥青谷第 9 号線	津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 3 4 0 地先から津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 3 4 5 地先まで	74.6m
			6.0m ~ 6.3m
6 4 9 5	垂水第 8 0 号線	津市垂水字井戸谷 2 9 3 9 番 4 7 地先から津市垂水字井戸谷 2 9 3 9 番 4 1 地先まで	76.5m
			6.0m ~ 13.0m
6 4 9 6	藤方第 4 2 号線	津市藤方字内浜田 1 4 1 4 番 1 地 先から津市藤方字内浜田 1 4 1 4 番 6 地先まで	36.4m
			6.0m ~ 13.8m
7 4 7 0	高茶屋第 8 号線	津市高茶屋六丁目 3 6 7 5 番 3 4 地先から津市高茶屋六丁目 3 6 3 4 番 8 地先まで	69.9m
			6.0m ~ 11.4m
7 4 7 1	高茶屋第 9 号線	津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 8 地先 から津市高茶屋一丁目 4 8 4 番 1 地先まで	46.4m
			6.0m ~ 11.7m
7 4 7 2	高茶屋小森山第 5 0 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 3 6 5 番 2 地先から津市高茶屋小森町字 向山 2 3 6 5 番 1 4 地先まで	56.1m
			6.0m ~ 7.2m
7 4 7 3	高茶屋第 1 0 号線	津市高茶屋二丁目 8 3 3 番 2 4 地 先から津市高茶屋二丁目 8 3 3 番 2 5 地先まで	202.2m
			6.0m ~ 12.6m
2 5 6 3	持川 2 5 号線	津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先から津市久居持川町字持 川 2 3 4 1 番 3 6 地先まで	29.9m
			6.0m ~ 13.2m
2 5 6 4	野村 7 1 号線	津市久居野村町字北八丁 8 6 2 番 1 地先から津市久居野村町字北八 丁 8 6 2 番 2 地先まで	34.0m
			5.0m ~ 8.0m
4 6 0 9	浜田 7 号線	津市河芸町浜田字小脇 1 6 8 番 1 地先から津市河芸町浜田字小脇 1 6 8 番 9 地先まで	48.5m
			6.0m ~ 12.8m
8 0 7 6	田尻 3 7 5 号線	津市一志町田尻字ハシラ 1 8 7 番 1 地先から津市一志町田尻字ハシ	29.8m
			6.0m ~

		ラ 1 8 7 番 3 地先まで	10.2m
8 0 7 7	田尻 3 7 6 号線	津市一志町田尻字ハシラ 1 8 6 番	31.0m
		5 地先から津市一志町田尻字ハシラ 1 8 6 番 7 地先まで	6.0m ~ 9.7m
2 5 6 5	野村 7 2 号線	津市久居野村町字小膳田 7 1 3 番	29.2m
		4 地先から津市久居野村町字小膳田 7 1 3 番 4 地先まで	4.0m ~ 5.3m

津市告示第 2 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 2 4 6 3 一身田小学校大谷町線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一身田上津部田字リノ坪 7 4 1 番地先から 津市一身田上津部田字リノ坪 7 4 1 番 8 地先まで	旧	3.0 ~ 4.0	15.9
津市一身田上津部田字リノ坪 7 4 1 番地先から 津市一身田上津部田字リノ坪 7 4 1 番 8 地先まで	新	3.6 ~ 4.4	15.9

2 路線名 3 0 6 4 上浜町第 1 3 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目 2 2 0 番 1 地先から津市上浜 町六丁目 2 1 6 番 1 1 地先まで	旧	5.1 ~ 7.3	128.5
津市上浜町六丁目 2 2 0 番 1 地先から津市上浜 町六丁目 2 1 6 番 1 1 地先まで	新	5.6 ~ 7.4	128.5

3 路線名 3 0 6 7 上浜町第 1 6 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目 8 1 番 2 0 地先から津市上浜	旧	1.9 ~	29.1

町六丁目 8 1 番 1 0 地先まで		4.0	
津市上浜町六丁目 8 1 番 2 0 地先から津市上浜町六丁目 8 1 番 1 0 地先まで	新	4.0~ 4.0	29.1

4 路線名 4 3 3 8 新町第 1 0 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新町三丁目 1 6 番 1 2 地先から津市新町三丁目 1 6 番 1 3 地先まで	新	6.0~ 6.2	83.8

5 路線名 4 3 3 9 新町第 1 1 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市新町三丁目 1 6 番 1 3 地先から津市新町三丁目 1 6 番 2 2 地先まで	新	6.2~ 6.4	6.3

6 路線名 6 4 8 4 藤方第 4 0 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市藤方字黒木 1 6 番 7 地先から津市藤方字黒木 1 6 番 1 5 地先まで	新	6.0~ 6.0	30.7

7 路線名 7 1 4 1 高茶屋小森山第 9 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森町字向山 1 9 9 0 番 5 地先から津市高茶屋小森町字向山 1 9 9 0 番 3 地先まで	旧	3.6~ 3.6	36.3
津市高茶屋小森町字向山 1 9 9 0 番 5 地先から津市高茶屋小森町字向山 1 9 9 0 番 3 地先まで	新	3.8~ 3.8	36.3

8 路線名 7 4 5 1 高茶屋小森町第 5 5 号線

道路の区域

区域	新旧	幅員	延長
----	----	----	----

	の別	(m)	(m)
津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 5 地先から津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 3 地先まで	旧	6.0 ~ 9.6	3.5
津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 5 地先から津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 3 地先まで	新	6.0 ~ 13.1	3.5

9 路線名 1 3 5 2 持川 7 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先から津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先まで	旧	4.5 ~ 4.5	4.5
津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先から津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先まで	新	4.5 ~ 5.1	4.5

1 0 路線名 1 7 1 4 元町 4 4 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居元町字北出 2 1 3 6 番 2 地先から津市久居元町字北出 2 1 3 6 番 3 地先まで	旧	3.0 ~ 7.0	30.7
津市久居元町字北出 2 1 3 6 番 2 地先から津市久居元町字北出 2 1 3 6 番 3 地先まで	新	5.0 ~ 9.0	30.7

1 1 路線名 6 0 8 6 中村大野越 3 8 6 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町波瀬字岩ノ谷 3 3 5 7 番 1 地先から津市一志町波瀬字岩ノ谷 3 3 6 6 番地先まで	旧	1.5 ~ 2.2	249.0

1 2 路線名 3 1 5 7 向下 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町二本木字向下 3 2 2 2 番地先から津	旧	2.3 ~	7.2

市白山町二本木字向下 3 2 2 2 番地先まで		2.5	
津市白山町二本木字向下 3 2 2 2 番地先から津 市白山町二本木字向下 3 2 2 2 番地先まで	新	2.1 ~ 2.3	7.2

津市告示第 2 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
1 3 1 3	白塚団地第 3 9 号線	津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 8 地先から津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 5 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
1 3 1 4	白塚団地第 4 0 号線	津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 3 地先から津市白塚町字白池 3 5 7 番 1 3 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
3 9 2 2	上浜町第 8 8 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 2 1 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 7 2 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
3 9 2 3	上浜町第 8 9 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 8 7 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 7 3 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
3 9 2 4	上浜町第 9 0 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 5 9 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 4 9 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
3 9 2 5	上浜町第 9 1 号線	津市上浜町六丁目 2 7 9 番 5 4 地先から津市上浜町六丁目 2 7 9 番 4 1 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
3 9 3 0	長岡町第 5 6 号線	津市長岡町字中切 9 5 0 番 1 7 地先から津市長岡町字中切 9 5 0 番 1 5 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日

5 5 3 8	奥青谷第 9 号線	津市半田字奥青谷 3 4 2 5 番 3 4 0 地先から津市半田字奥 青谷 3 4 2 5 番 3 4 5 地先ま で	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
6 4 9 5	垂水第 8 0 号線	津市垂水字井戸谷 2 9 3 9 番 4 7 地先から津市垂水字井戸 谷 2 9 3 9 番 4 1 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
6 4 9 6	藤方第 4 2 号線	津市藤方字内浜田 1 4 1 4 番 1 地先から津市藤方字内浜田 1 4 1 4 番 6 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
7 4 7 0	高茶屋第 8 号線	津市高茶屋六丁目 3 6 7 5 番 3 4 地先から津市高茶屋六丁 目 3 6 3 4 番 8 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
7 4 7 1	高茶屋第 9 号線	津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 8 地先から津市高茶屋一丁目 4 8 4 番 1 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
7 4 7 2	高茶屋小森山第 5 0 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 3 6 5 番 2 地先から津市高茶屋 小森町字向山 2 3 6 5 番 1 4 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
7 4 7 3	高茶屋第 1 0 号 線	津市高茶屋二丁目 8 3 3 番 2 4 地先から津市高茶屋二丁目 8 3 3 番 2 5 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
2 5 6 3	持川 2 5 号線	津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先から津市久居持 川町字持川 2 3 4 1 番 3 6 地 先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
2 5 6 4	野村 7 1 号線	津市久居野村町字北八丁 8 6 2 番 1 地先から津市久居野村 町字北八丁 8 6 2 番 2 地先ま で	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
		津市河芸町浜田字小脇 1 6 8	令和 2 年 1 2 月

4609	浜田7号線	番1地先から津市河芸町浜田字小脇168番9地先まで	24日
8076	田尻375号線	津市一志町田尻字ハシラ187番1地先から津市一志町田尻字ハシラ187番3地先まで	令和2年12月24日
8077	田尻376号線	津市一志町田尻字ハシラ186番5地先から津市一志町田尻字ハシラ186番7地先まで	令和2年12月24日
2565	野村72号線	津市久居野村町字小膳田713番4地先から津市久居野村町字小膳田713番4地先まで	令和2年12月24日
2463	一身田小学校大谷町線	津市一身田上津部田字リノ坪741番地先から津市一身田上津部田字リノ坪741番8地先まで	令和2年12月24日
3064	上浜町第13号線	津市上浜町六丁目220番1地先から津市上浜町六丁目216番11地先まで	令和2年12月24日
3067	上浜町第16号線	津市上浜町六丁目81番20地先から津市上浜町六丁目81番10地先まで	令和2年12月24日
4338	新町第10号線	津市新町三丁目16番12地先から津市新町三丁目16番13地先まで	令和2年12月24日
4339	新町第11号線	津市新町三丁目16番13地先から津市新町三丁目16番22地先まで	令和2年12月24日
6484	藤方第40号線	津市藤方字黒木16番7地先から津市藤方字黒木16番1	令和2年12月24日

		5 地先まで	
7 1 4 1	高茶屋小森山第 9 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 9 9 0 番 5 地先から津市高茶屋 小森町字向山 1 9 9 0 番 3 地 先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
7 4 5 1	高茶屋小森町第 5 5 号線	津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 5 地先から津市高茶屋一丁目 4 8 3 番 3 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
1 3 5 2	持川 7 号線	津市久居持川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地先から津市久居持 川町字持川 2 3 4 1 番 3 4 地 先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日
1 7 1 4	元町 4 4 号線	津市久居元町字北出 2 1 3 6 番 2 地先から津市久居元町字 北出 2 1 3 6 番 3 地先まで	令和 2 年 1 2 月 2 4 日

津市告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年10月26日に専決処分した予算の要領及び令和2年12月23日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

令和2年度津市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

令和2年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

令和2年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度津市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,636,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		7,455,563	2,699	7,458,262
	2 基金繰入金	4,428,186	2,699	4,430,885
歳入合計		144,633,806	2,699	144,636,505

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		141,000	2,699	143,699
	1 農林水産業施設災害復旧費		2,699	2,699
歳出合計		144,633,806	2,699	144,636,505

令和2年度津市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,338,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,975,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		623,796	3,000	626,796
	1 分 担 金	16,505	3,000	19,505
17 国 庫 支 出 金		47,138,267	625,312	47,763,579
	1 国 庫 負 担 金	13,002,050	605,169	13,607,219
	2 国 庫 補 助 金	34,131,166	20,143	34,151,309
18 県 支 出 金		8,094,357	266,464	8,360,821
	1 県 負 担 金	4,930,920	262,521	5,193,441
	2 県 補 助 金	2,601,102	3,943	2,605,045
19 財 産 収 入		222,789	1,151	223,940
	1 財 産 運 用 収 入	140,820	1,151	141,971
21 繰 入 金		7,458,262	433,679	7,891,941
	1 他 会 計 繰 入 金	3,027,377	18,583	3,045,960
	2 基 金 繰 入 金	4,430,885	415,096	4,845,981
23 諸 収 入		2,366,348	686	2,367,034
	5 雑 入	2,224,444	686	2,225,130
24 市 債		8,263,100	8,400	8,271,500
	1 市 債	8,263,100	8,400	8,271,500
歳 入	合 計	144,636,505	1,338,692	145,975,197

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		598,576	16,273	582,303
	1 議 会 費	598,576	16,273	582,303
2 総 務 費		45,105,276	292,011	45,397,287
	1 総 務 管 理 費	42,856,741	326,021	43,182,762
	2 徴 税 費	1,292,861	52,159	1,240,702
	3 戸籍住民基本台帳費	693,045	5,355	698,400
	4 選 挙 費	51,161	1,100	52,261
	5 統 計 調 査 費	127,246	14,976	142,222
	6 監 査 委 員 費	84,222	3,282	80,940
3 民 生 費		42,361,038	1,380,084	43,741,122
	1 社 会 福 祉 費	21,350,287	803,370	22,153,657
	2 児 童 福 祉 費	15,557,386	330,952	15,888,338
	3 生 活 保 護 費	5,443,265	245,762	5,689,027
4 衛 生 費		9,841,941	4,105	9,837,836
	1 保 健 衛 生 費	2,909,175	5,282	2,914,457
	2 斎 場 費	289,332	2,735	292,067
	3 環 境 費	413,409	15,289	398,120
	4 清 掃 費	5,188,387	15,878	5,204,265
	7 上 水 道 費	609,481	3,109	606,372
	8 生 活 排 水 処 理 費	413,539	9,602	403,937
6 農 林 水 産 業 費		2,937,333	5,305	2,942,638
	1 農 業 費	1,945,205	5,316	1,950,521
	2 林 業 費	353,532	37	353,495
	3 水 産 業 費	188,174	114	188,288
	4 農 業 集 落 排 水 費	450,422	88	450,334
7 商 工 費		4,030,155	225,847	3,804,308
	1 商 工 費	4,030,155	225,847	3,804,308
8 土 木 費		13,367,669	33,674	13,333,995
	1 土 木 管 理 費	300,215	11,637	311,852
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,390,772	37,486	4,428,258
	3 河 川 費	708,307	4,520	712,827
	4 港 湾 費	95,927	15,000	110,927
	5 都 市 計 画 費	7,460,483	97,313	7,363,170
	6 住 宅 費	411,965	5,004	406,961
9 消 防 費		4,080,440	18,125	4,098,565
	1 消 防 費	4,080,440	18,125	4,098,565

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		11,295,947	76,934	11,219,013
	1 教 育 総 務 費	2,519,096	21,182	2,497,914
	2 小 学 校 費	3,196,377	13,581	3,182,796
	3 中 学 校 費	1,234,927	18,465	1,216,462
	4 幼 稚 園 費	1,315,516	27,798	1,287,718
	5 社 会 教 育 費	2,451,242	4,425	2,455,667
	6 短 期 大 学 費	578,789	333	578,456
歳 出 合 計		144,636,505	1,338,692	145,975,197

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3	2	児童福祉費 (仮称)河芸こども園整備事業	3,168
7	1	商工費 青山高原保健休養地内崩落法面安全対策事業	7,562
8	5	都市計画費 道路新設改良事業	63,415
8	5	都市計画費 香良洲高台防災公園整備事業	80,000
9	1	消防費 美杉方面団第4分団格納庫敷地擁壁設置事業	2,934

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市民テニスコート指定管理委託	令和3年度から 令和5年度まで	107,773
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	令和3年度から 令和7年度まで	54,446
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	令和3年度から 令和7年度まで	195,725
給食センター調理・配送等業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	934,800

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
認定こども園整備事業	143,800	146,800
農業生産基盤整備事業	122,800	125,500
消防施設整備事業	20,600	23,300

令和2年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,365,837千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,351千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		1,881,148	18,299	1,899,447
	1 繰入金	1,881,148	18,299	1,899,447
12 繰越金		1	31,689	31,690
	1 繰越金	1	31,689	31,690
歳入合計		27,315,849	49,988	27,365,837

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		438,810	25,086	413,724
	1 総務管理費	314,468	25,086	289,382
11 諸支出金		58,225	75,074	133,299
	1 償還金及び還付加算金	32,276	75,091	107,367
	2 繰出金	25,949	17	25,932
歳出合計		27,315,849	49,988	27,365,837

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		25,949	17	25,932
	1 事業勘定繰入金	25,949	17	25,932
歳入合計		64,368	17	64,351

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		41,364	17	41,347
	1 施設管理費	41,364	17	41,347
歳出合計		64,368	17	64,351

令和2年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,948,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		6,057,870	1,083	6,056,787
	1 介 護 保 険 料	6,057,870	1,083	6,056,787
3 国 庫 支 出 金		6,659,903	1,888	6,661,791
	2 国 庫 補 助 金	1,779,029	1,888	1,780,917
4 支 払 基 金 交 付 金		7,413,256	1,274	7,411,982
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,413,256	1,274	7,411,982
5 県 支 出 金		4,029,021	908	4,028,113
	2 県 補 助 金	198,372	908	197,464
7 繰 入 金		4,335,168	8,692	4,343,860
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,335,168	8,692	4,343,860
8 繰 越 金		3	436,533	436,536
	1 繰 越 金	3	436,533	436,536
歳 入 合 計		28,504,184	443,848	28,948,032

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		419,614	13,303	432,917
	1 総 務 管 理 費	132,287	7,646	139,933
	2 徴 収 費	32,262	7,632	39,894
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	86,397	1,975	84,422
3 地 域 支 援 事 業 費		1,259,062	4,714	1,254,348
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	607,244	4,714	602,530
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	591,655		591,655
4 基 金 積 立 金		212	237,141	237,353
	1 基 金 積 立 金	212	237,141	237,353
6 諸 支 出 金		13,605	198,118	211,723
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	13,605	198,118	211,723
歳 出 合 計		28,504,184	443,848	28,948,032

令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,900,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		3,818,169	1,340	3,819,509
	1 一般会計繰入金	3,818,169	1,340	3,819,509
6 国庫支出金			726	726
	1 国庫補助金		726	726
歳入合計		6,898,294	2,066	6,900,360

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		96,862	2,066	98,928
	1 総務管理費	78,033	1,568	76,465
	2 徴収費	18,829	3,634	22,463
歳出合計		6,898,294	2,066	6,900,360

令和2年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ454,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		277,579	405	277,984
	1 一般会計繰入金	273,612	405	274,017
歳入合計		454,458	405	454,863

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,021	211	22,810
	1 総務管理費	23,021	211	22,810
2 事業費		407,621	616	408,237
	1 市営浄化槽事業費	407,621	616	408,237
歳出合計		454,458	405	454,863

令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,039千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,236,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		43,051	2,039	41,012
	1 一般会計繰入金	43,051	2,039	41,012
歳入合計		125,737	2,039	123,698

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,211	2,039	21,172
	1 総務管理費	23,211	2,039	21,172
歳出合計		125,737	2,039	123,698

令和2年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ611,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		450,422	88	450,334
	1 繰入金	450,422	88	450,334
歳入合計		611,332	88	611,244

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,114	88	11,026
	1 総務管理費	11,114	88	11,026
歳出合計		611,332	88	611,244

令和2年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,111,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		320,144	8,482	311,662
	1 繰入金	320,144	8,482	311,662
歳入合計		320,146	8,482	311,664

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		132,381	8,482	123,899
	1 事業費	132,381	8,482	123,899
歳出合計		320,146	8,482	311,664

令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	18,593	18,594
	1 繰越金	1	18,593	18,594
歳入合計		38,958	18,593	57,551

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,268	18,593	53,861
	1 総務管理費	35,268	18,593	53,861
歳出合計		38,958	18,593	57,551

令和2年度津市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度津市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,193,974	17,471	8,211,445
第2項 営業外収益	1,480,768	17,471	1,498,239

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,332,746	24,072	8,308,674
第1項 営業費用	7,928,077	24,072	7,904,005

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,746,382千円」を「2,738,286千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,182,569	8,096	4,174,473
第1項 建設改良費	2,950,749	8,096	2,942,653

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	900,258	32,168	868,090

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条中「600,181千円」を「597,072千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和2年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,766,452	62,723	10,703,729
第1項 営業収益	3,622,868	5,391	3,617,477
第2項 営業外収益	7,143,582	89,438	7,054,144
第3項 特別利益	2	32,106	32,108

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,628,790	17,198	9,611,592
第1項 営業費用	8,402,357	17,198	8,385,159

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,081,348千円」を「3,061,782千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	9,316,336	19,566	9,296,770
第1項 建設改良費	4,295,103	19,566	4,275,537

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額に次のとおり追加する。

単位 千円					
款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 下水道事業費用	1 営業費用	津市中央浄化センターポンプ設備(3号雨水ポンプ)分解整備修繕事業	50,000	令和2年度	11,000
				令和3年度	39,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。 単位 千円

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	609,911	68,344	541,567

(他会計からの補助金)

第6条 予算第11条中「3,929,571千円」を「3,845,543千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和2年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	単位 千円		
	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	47,790,600	11,208,500	58,999,100
(3) 1日平均舟券発売金	248,909	58,377	307,286
(4) 年間場間場外受託発売金	13,140,700	2,819,600	10,321,100

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業収益	50,225,816	10,733,379	60,959,195
第1項 営業収益	50,137,285	10,733,039	60,870,324
第2項 営業外収益	88,531	340	88,871

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	50,580,712	9,658,638	60,239,350
第1項 営業費用	47,537,448	9,658,638	57,196,086

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「922,643千円」を「922,983千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

単位 千円

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	1,083,891	340	1,084,231
第 3 項 投資	240	340	580

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
G ツッキー王座決定戦開催事業	令和 3 年度	7,992 千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和2年度津市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度津市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,304,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		626,796	385	627,181
	1 分担金	19,505	385	19,890
17 国庫支出金		47,763,579	198,103	47,961,682
	2 国庫補助金	34,151,309	198,103	34,349,412
20 寄附金		86,377	78,000	164,377
	1 寄附金	86,377	78,000	164,377
21 繰入金		7,891,941	51,705	7,943,646
	2 基金繰入金	4,845,981	51,705	4,897,686
24 市債		8,271,500	800	8,272,300
	1 市債	8,271,500	800	8,272,300
歳入合計		145,975,197	328,993	146,304,190

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		45,397,287	116,925	45,514,212
	1 総務管理費	43,182,762	116,925	43,299,687
3 民生費		43,741,122	186,030	43,927,152
	2 児童福祉費	15,888,338	186,030	16,074,368
4 衛生費		9,837,836	11,000	9,848,836
	1 保健衛生費	2,914,457	11,000	2,925,457
6 農林水産業費		2,942,638	2,134	2,944,772
	1 農業費	1,950,521	2,134	1,952,655
7 商工費		3,804,308	5,919	3,810,227
	1 商工費	3,804,308	5,919	3,810,227
10 教育費		11,219,013	4,449	11,223,462
	5 社会教育費	2,455,667	4,449	2,460,116
11 災害復旧費		143,699	2,536	146,235
	1 農林水産業施設災害復旧費	2,699	2,536	5,235
歳出合計		145,975,197	328,993	146,304,190

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	85,349
8 土木費	3 河川費	大新田排水機場ポンプ設備分解整備事業	31,326

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地災害復旧事業	800	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。

津市告示第 2 6 5 号

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

津市建築計画概要書等閲覧規程（平成 1 8 年津市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 条の 4 第 1 項第 1 号から第 6 号まで」を「第 1 1 条の 3 第 1 項各号」に改める。

第 4 条第 1 項中「午後 0 時 4 5 分」を「午後 1 時」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

建築計画概要書等閲覧票

閲覧年月日	年 月 日
概要書の種類	建築計画概要書 その他（ ）
閲覧者	住所
	氏名
閲覧物件 （確認番号等）	
閲覧目的	

次の事項を遵守して閲覧してください。

- 1 「閲覧目的」は、具体的に記載すること。
- 2 概要書を汚損、破損又は持ち出しをしないこと。
- 3 閲覧時間を守ること。

（閲覧時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

津市公告第132号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年12月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
河芸町三行	雑種	薄茶 短毛	オス	中	91日 以上	黒首輪 額に腫瘍あり

2 抑留日 令和2年12月10日

3 抑留期間 令和2年12月22日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年12月17日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年12月15日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋二丁目880番ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県一宮市伝法寺5丁目13番地19
岩田 和真

津市公告第 1 3 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居元町字見地 1 7 5 6 番ほか 2 筆及び久居元町字東出 1 9 6 3 番ほか 1 1 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市駅部田町 6 2 0 番地 6

株式会社ハウスエージェント

代表取締役 高橋 伸久

津市公告第135号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

502122802

公告日	令和2年12月28日	業務担当課	津南工事事務所
業務名	令和2年度南白地第1-1号 青山高原保健休養地崩落法面測量業務委託		
業務場所	津市 白山町伊勢見 地内		
業務概要	路線測量 0.03km		
期間	契約締結の日から 令和3年4月9日 まで		
発注業種	測量		
参加資格に関する事項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）
	その他要件		
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで	
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和3年1月12日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和3年1月15日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	令和3年1月20日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	862,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	無		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

502122803

公告日	令和2年12月28日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和2年度営子推第1-17号 (仮称)河芸こども園整備に係る設計業務委託				
業務場所	津市 河芸町上野	地内			
業務概要	改修 津市立上野幼稚園 (防水改修、外壁改修、内外装改修、外構改修) 津市上野保育園 (建具改修、内外装改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から 令和3年5月21日 まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和3年1月12日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和3年1月15日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和3年1月20日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	2,694,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

502122804

公告日	令和2年12月28日	業務担当課	津南工事事務所	
業務名	令和2年度南白地第1-2号 青山高原保健休養地崩落法面詳細設計等業務委託			
業務場所	津市 白山町伊勢見	地内		
業務概要	補強土詳細設計 1箇所			
期間	契約締結の日から 令和3年5月31日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種 土木関係コンサルタント	部門 河川、砂防及び海岸・海洋 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）	
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年1月12日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和3年1月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年1月20日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	5,742,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502122805

公告日	令和2年12月28日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和2年度南消総第1号 美杉方面団第4分団第3格納庫敷地擁壁設置工事			
工事場所	津市 美杉町三多気	地内		
工事概要	現場打擁壁工 20m3			
工期	契約締結の日から 令和3年5月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年1月12日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年1月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年1月20日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	2,131,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502122806

公告日	令和2年12月28日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和2年度営河市補第69号 津市河芸ほほえみセンター空調設備改修工事			
工事場所	津市 河芸町浜田	地内		
工事概要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 3組 空冷ヒートポンプ式ルームエアコン 1組 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年3月18日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月15日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年1月12日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年1月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年1月20日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,857,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

502122807

公 告 日	令和2年12月28日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和2年度建整公園補第4号 香良洲高台防災公園整備事業に伴う排水路整備工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町 地内			
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 132m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和3年3月31日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月22日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月22日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年1月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年1月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年1月22日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和3年1月27日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	65,208,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。 (設計図書特記仕様書参照のこと)			

津市公告第 1 3 6 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議を申し出ることができます。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和 2 年 1 2 月 2 8 日から令和 3 年 1 月 2 6 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法及び申出に当たつての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第 5 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 2 7 年津市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合に年 1 パーセント」を「に規定する平均貸付割合をいう。）に年 0 . 5 パーセント」に改め、「をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「当該特例基準割合」を「その年における還付加算金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 4 項の規定は、この規程の施行の日以後の期間に対応する還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付加算金については、なお従前の例による。

津市上下水道事業告示第56号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年12月25日

津市上下水道事業管理者 田村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社都設備	度会郡玉城町勝田3086番地1	令和8年9月29日まで
有限会社ミヨシ住建	鈴鹿市岸岡町3096番地の8	令和8年9月29日まで
安全管理株式会社	京都市山科区大宅細田町110番地の2	令和8年9月29日まで
草深林業株式会社	津市一身田町198番地	令和8年9月29日まで